

## 退会給付金について

平成17年度から退会給付金の制度が変わりました。  
市民の厳しい視線と自治体財政の厳しさが反映されたものと思います。  
名称も退会餞別金となりました。

変更のポイントは

退会給付金は平成16年3月末で廃止となる。給付の基準となる給付日数を一旦固定する。  
固定した給付日数は平成17年度から4年間かけて遞減し、その給付日数で退会時に給付する。

平成17年度からは退会餞別金となり給付日数は在籍年数×5日となる。(従来の制度の約半分)

それでは一体どの程度になるのでしょうか。  
60歳定年(勤続40年)のモデルで計算すると

退会年次	平成18年	平成26年	平成32年	平成40年
退会給付金	4,621	3,505	2,798	1,667
退会餞別金	211	777	1,201	1,766
計	4,832	4,282	3,999	3,433
(%)	100	89	83	71

**減ったといってもこの程度  
第2の退職金は依然健在**

